

土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月7日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第30号

土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則の一部を改正する規則

土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 許可を受けようとする者は、 <u>次に掲げる事項を記載した許可申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 土地所有者の住所及び氏名（法</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 許可を受けようとする者は、 <u>様式第1号による土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書</u> <u>(以下「許可申請書」という。)</u>及び <u>様式第2号による土地区画整理法第76条第1項の規定による許可書</u> <u>(以下「許可書」という。)</u>を市長に提出しなければならない。</p>

人である場合にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 申請に係る土地の位置及び面積

(3) 行おうとする行為の内容

(4) 工事の着手及び完了の予定日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が不要と認めた書類については、添付を省略することができる。

(1) 施行者が神戸市でないときは、施行者の意見書

(2) 付近見取り図 (位置図)

(3) 従前の宅地との重ね図

(4) 仮換地指定通知の写し

(5) 仮換地図

(6) 使用敷地図及び建築物、工作物又は物件の配置図

(7) 形質変更の土地平面図又は建築物、工作物若しくは物件の平面図及び立面図

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、許可申請書に次に掲げる書類の添付を求め、当該書類により申請の内容を審査したときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 付近見取り図

(2) 仮換地図 (縮尺1,000分の1以上のものに限る。)

(3) 使用敷地図及び建築物、工作物又は物件の配置図 (縮尺100分の1又は200分の1のものに限る。)

(4) 形質変更の土地平面図又は建築物、工作物若しくは物件の平面図 (縮尺100分の1又は200分の1のものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(申請書その他の様式)

第4条 この規則に規定する申請書等の様式は、主管局長が定める。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

(建築等の確認を要する場合の特例)

第4条 許可の申請に係る行為が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を必要とするものである場合は、当該確認の申請書を許可申請書に添付することができる。この場合における第2条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定の適用については、第2条第1項中「（以下「許可書」という。）」とあるのは「（以下「許可書」という。）2通」と、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の申請書に添付する図面を除く。）」と、前条第1項中「許可書」とあるのは「許可書2通」とする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市局長が定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に存する改正前の様式は、当分の間、なお使用す

ることができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は 様式番号	規則名	条項又は 様式番号
神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	様式第1号	土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	様式第1号
	様式第2号		神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）
	様式第3号	様式第2号	
	様式第5号	様式第3号	
[略]	[略]	[略]	様式第5号
[略]	[略]	[略]	[略]